

人権教育・啓発に関する 豊川市行動計画



市民みんなの人権が尊重され



差別・偏見がなく暮らしやすい



明るい豊川市

平成24年3月

豊 川 市

人権施策推進の目標と考え方

◆人権教育・啓発に関する豊川市行動計画とは

- この計画は、人権が尊重され、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができるることを目標として、人権施策の総合的な方向と、重要な課題とされている施策分野についての指針を明らかにしています。
- 市民、事業者、行政が一体となって、家庭、地域、学校、職場などの市民がかかわるあらゆる場において、人権教育・啓発を進めています。



◆計画の期間

平成24年度(2012年度)～平成33年度(2021年度)までの10年間

◆計画の基本理念

第5次豊川市総合計画でうたっている豊川市の将来像

『光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち』

特に本計画においては、

「市民みんなの人権が尊重され、
差別・偏見がなく暮らしやすい
明るい豊川市」

を目指します。





◆計画の構成



基本理念



基本的考え方・姿勢

(1) 人権を尊重する意識の向上

市民が日常生活において、人権問題について常に捉える感性を養うとともに、人権に配慮する姿勢を持ち行動するような人権感覚を身につけることを目指します。

(2) 個人の尊厳の確保と共生社会の形成

市民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、人権を尊重して支え合うことができる共生社会の形成を目指します。

(3) 多様な価値観を持つ社会づくりと少数意見の尊重

多様な価値観を持つ市民が協力して、社会構造の変化に対応するために、日ごろから地域住民に対してコミュニティへの参加を呼びかけるとともに、少数意見にも十分な配慮をしていきます。

(4) 協働による意識改革と社会づくりの推進

人権が尊重される社会を形成するために、市民、事業者、行政が協働して取り組みます。

取り組みの方向

1.あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 1-1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進
- 1-2 学校等における人権教育の推進
- 1-3 職場における人権教育・啓発の推進
- 1-4 行政における人権啓発活動の推進



2.重要課題への対応

- 2-1 女性
- 2-2 子ども
- 2-3 高齢者
- 2-4 障害者
- 2-5 同和問題
- 2-6 外国人
- 2-7 HIV感染者・ハンセン病患者等
- 2-8 さまざまな人権



取り組み1

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくっていくためには、行政をはじめ市民一人ひとりが正しい認識を持ち、努力を続けていく必要があります。
- 人権に関する学習、教育・啓発について、家庭、地域、学校、職場のあらゆる場において進めることができます。



1-1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

(1) 家庭における教育力の向上

- 家庭の絆や地域における連帯意識を高めるとともに、人権について学び合う教育力を高めることを支援します。

(2) 地域社会における人権尊重の環境づくり

- 市民が地域でのふれあいと支え合いについて学ぶ意識を高め、地域、家庭、学校、行政などが連携して人権擁護を進めます。

(3) 学習機会の提供

- 基本人権の尊重についての考え方の周知を図るとともに、虐待防止、男女共同参画などの人権にかかわる今日的な問題を学ぶ機会を提供するとともに、市民の自主的な学習を支援します。
- 人権に対して正しく普及啓発を図るために、指導者の養成を図ります。

1-2 学校等における人権教育の推進



(1) あらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育の充実

- 学校教育においてはもちろん、就学前も含めて子どもや親を対象として、人権尊重意識を高める機会を提供します。
- 学校等が、人権教育について情報収集を充実します。

(2) 教職員・保育士の指導力の向上

- 教職員・保育士が子どもに人権教育を行うことができるよう、情報収集や研修等の機会を充実します。

(3) 安心して楽しく学ぶための環境づくり

- 子どもが安心して学校で学ぶことができるように、人権に配慮した教育指導を行うとともに、保護者なども対象にした相談の充実を図ります。

(4) 家庭・地域・行政との連携強化

- 保育所や学校と家庭・地域・行政との連携を強化して、人権にかかわる問題の解決と、人権教育・保育を進めます。



1-3 職場における人権教育・啓発の推進

(1) 市の職場における人権教育・啓発の充実

- 市は全庁的に人権尊重を基本として、職務を遂行します。

(2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実

- 人権教育・啓発の推進にあたっては、とりわけ人権にかかわりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる特定の職業に従事する者に対して、研修等による人権教育・啓発を充実します。

(3) 企業等への啓発の充実

- 職場における人権の尊重や男女共同参画を進めることについて、企業等の社会的責任として啓発していきます。
- 企業の責任として、個人のプライバシーの保護と情報管理の徹底について啓発します。

1-4 行政における人権啓発活動の推進

(1) 啓発活動の充実

- 人権を尊重することの大切さについて市民全体の理解を深めるために、広報紙などの媒体を活用するとともに、人権週間などの機会を生かして、啓発や情報発信を充実します。

(2) 人権侵害に対する相談・支援体制などの充実

- 人権に関する情報収集を行い、市民が問題を抱えた時には適切・迅速に相談ができる体制を整えます。
- 市民が互いに人権を尊重して、地域や事業所において支え合うことを促すとともに、ボランティア・市民活動団体と連携して支援を行う体制を充実します。

取り組み2

重要課題への対応

- 国や愛知県等においては、人権にかかわる重要課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等を対象とした人権尊重のための施策を示しています。
- 市民意識を踏まえながら、人権にかかわる重要課題のほか新たな人権問題に対処していくことが必要です。

2-1 女性

(1)男女が互いに人権を尊重できる人づくり

- 学校や家庭、職場において男女共同参画意識の向上を図るとともに、女性などに対する暴力の根絶と防止を図ります。



(2)仕事と生活が調和する社会づくり

- 子育て中の女性がワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう、事業所や男性に対して啓発を行います。
- 子育てや介護に対しての女性の負担を軽くするために、保育や福祉サービス等の支援を充実します。

(3)女性の参画の促進

- 社会における方針決定、計画立案の場への男女の対等な参画を実現するために、女性の登用を図るとともに、女性の能力を高めるための機会を充実します。

2-2 子ども



(1)子どもの人権を尊重する意識づくり

- 子どもが人権について理解しやすくなるように、交流や体験機会の充実を図ります。

(2)豊かな人間性を育む教育の推進

- 子どもの豊かな人間性を高めるために、家庭や地域、学校などにおけるふれあいと人権教育の機会を充実するとともに、障害児の教育・保育の支援を図ります。

(3)人権保育の推進(子どもの人権を守る保育の推進)

- 子どもの人権を守りながら保育を進めるために、情報収集や保育士の育成を充実します。
- 家庭、地域等の連携を深めて、子どもの人権を尊重しながら子育てができる地域づくりを目指します。

(4)子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進

- 子どもへの虐待防止や、障害児を持つ家庭の支援を充実します。
- 青少年の社会参加の機会などを充実して、健全育成を図ります。
- 子どもの健やかな成長を支援するために、子育て支援の充実や、家庭や地域における教育力の向上を図ります。



2-3 高齢者

(1) 高齢者の人権を尊重する意識づくり

- 市民が高齢者的人権について理解を深めるとともに、地域における高齢者の見守りや虐待の防止に努めます。



(2) 安心して介護サービスを受けられる環境づくり

- 安心して利用することができる介護サービスを提供するために、総合的にサービスの充実を図るとともに、介護施設の現場における人権尊重とサービスの質の向上を図ります。

(3) 高齢者の自立と生きがいづくりへの支援

- 若い世代が高齢者について理解を深め、その人権を尊重することができるように、世代間交流を図ります。
- 高齢者の自立と生きがいづくりを促すために、生涯学習機会の提供と就労や社会参加の支援を充実します。

(4) 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援・環境整備

- 高齢者が自宅で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センターの充実と地域における支え合いなどを促します。



2-4 障害者

(1) 障害者的人権を尊重する意識づくり

- 障害者や障害児の人権尊重やノーマライゼーションの考え方を啓発するとともに、交流や体験機会などを充実します。

(2) 障害者の自立と社会参加への支援

- 障害者の自立と社会参加を促進するために、能力開発や参加機会の充実と、就労機会の確保を支援します。

(3) 障害者や家族の生活支援

- 障害者や家族が安心して暮らすことができるように、福祉サービスの充実や、地域における支援の充実を図ります。

2-5 同和問題

(1) 同和・人権教育及び啓発活動の推進

- 同和問題について、市民に正しく周知するために、人権教育や啓発を充実します。
- 家庭、学校、企業、地域など、あらゆる場を通じて、同和・人権教育を進めるための支援を充実します。

(2) 小坂井文化センターの有効活用

- 人権意識を高めるための学習や活動の場として、小坂井文化センターの活用を図ります。

(3) 自立支援による地域での生活の安定向上

- 意欲がある子どもや若者が自立した生活を送ることができるように、就学・就労支援のための能力開発や、雇用の場の開拓などの支援を充実します。

(4) えせ同和行為の排除

- 同和問題に対して市民や事業者が正しく対処することができるように、えせ同和行為について排除を図ります。

2-6 外国人

(1) 共生社会の形成

- 多文化共生社会の実現を目指して、外国人の人権尊重について啓発を図るとともに、外国人が日本人とともに地域社会を支えていくことを促します。
- 外国人の子どもたちが、日本や母国において自立した生活をすごすことができるよう、就学の支援や日本語学習支援を図ります。



(2) 外国人の円滑なコミュニケーション環境づくり

- 外国人市民の日本語学習支援を行うとともに、多言語による情報提供などコミュニケーション環境を充実します。

2-7 HIV感染者・ハンセン病患者等

(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

- 感染症患者に対する正しい情報を提供するとともに、人権の尊重について啓発します。

(2) 感染症患者などの自立と社会参加の支援

- 感染症患者の自立と社会参加を進めるために、健康づくりを支援するとともに、就労機会の確保を支援します。

2-8 さまざまな人権

(1) 個人情報保護の体制強化

- 市民の個人情報についての保護を徹底するために、市職員の意識向上を図ります。

(2) さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚

- 新たに発生するさまざまな人権問題について市民が理解することができるよう、情報を把握するとともに、啓発等を図ります。

計画の推進

- あらゆる場、あらゆる機会を捉えて、行政はもとより、教育や保育の場、地域組織、ボランティア・市民活動団体、事業者など、あらゆる組織を通じて、人権尊重の社会を実現するための取り組みを進めます。
- 時代の流れの中で、人権問題も多種多様化し、新たな問題も発生しています。このため、時代の要請・ニーズに合った施策の実施に努めます。

発行 豊川市市民部 地域安心課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
Tel: 0533-89-2149